

2019年度広域予防接種留意事項

1．取扱い予防接種の種類

- ①D P T – I P V (4種混合) 予防接種
- ②D P T (3種混合) 予防接種
- ③D T (2種混合) 予防接種
- ④不活化ポリオ (単独) 予防接種
- ⑤麻しん (単独)・風しん (単独) 予防接種
- ⑥M R 予防接種
- ⑦日本脳炎予防接種
- ⑧ヒトパピローマウイルス感染予防接種 (子宮頸がん予防接種)
- ⑨ヒブ予防接種
- ⑩小児用肺炎球菌予防接種
- ⑪水痘予防接種
- ⑫高齢者用肺炎球菌予防接種
- ⑬B型肝炎予防接種

※市町村によって取扱いが異なりますので、《参考1》を参照ください。

2. 2019年度予防接種単価

- ・2019年度分は、ワクチン委託単価表(高齢者インフルエンザ除く)《参考2》参照してください。

3. 請求(提出)方法

- ・毎月 10 日(診療報酬等請求と同様)までに、京都府国民健康保険団体連合会あて提出してください。
- ・提出前には、予診票の点検項目《参考3》を参考に、記載洩れ等のないよう再度確認の上、提出してください。

4. 請求書記載方法

- ・2019年度分の請求書に記載してください。
- ・接種別に市町村ごとにとりまとめ、該当する予防接種受託報酬請求書の市町村欄に接種件数を記載してください。
- ・予防接種受託報酬請求書の所定欄に件数・金額の合計を記載してください。
- ・予防接種受託報酬請求書の各合計金額を集計し、請求金額を記載してください。
- ・接種不可の取扱いについては市町村により異なるため、接種不可単価表《参考4》

を参照してください。

5．各種健康診査・予防接種及び被用者保険用福祉併用総括表への記載方法

- ・各予防接種受託報酬請求書の件数(合計件数欄の集計)を該当予防接種広域化分欄に記載してください。
- ・2019年度分と前年度分を合算し、該当予防接種広域化分欄に記載してください。

6．請求書等編綴方法

- ・予防接種受託報酬請求は、該当する予診票を市町村ごとに取りまとめ、各予防接種受託報酬請求書に続けて綴ってください。
- ・各種健康診査・予防接種及び被用者保険用福祉併用総括表に続けて各予防接種受託報酬請求書(該当予診票添付)を綴り、提出してください。

7．その他

- ・予防接種受託報酬請求書は、広域予防接種用ですので、京都市での接種分には使用しないでください。
- ・京都市分については取扱いが異なります。